フェイスシート

|  |  |
| --- | --- |
| サービス種別 | 居宅介護支援 |

記入日：令和　年　　月　　日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。

■このチェックシートは、管理者が記載してください。

|  |
| --- |
| 法人名 |
|  |
| 代表者職名・氏名 |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所番号 |  |
| フリガナ |  |
| 事業所名 |  |
| 住所 | （〒２５２－　　　　） |
|  |
| 連絡先 | 電話 |  | FAX |  |
| メールアドレス |  |
| 開設年月日 | 元号　　年　　月　　日 |
| 指定年月日 | 元号　　年　　月　　日 |
| 管理者 |  |

**居宅介護支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 根拠条文略称①法②則③条例④規則⑤指定規則 | 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚令第36号）座間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年3月26日条例第1号）座間市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年3月27日規則第12号）座間市介護保険サービス事業者の指定等に関する規則（令和5年5月19日規則第59号） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **法令遵守責任者はどなたですか** | 氏名： |  |

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅰ | 個別サービスの質に関する事項 |
| 1 | 内容及び手続の説明及び同意 | 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 | 規則第5条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (1)指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が条例第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき、作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき、説明を行い、理解を得ていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 1 | 内容及び手続の説明及び同意 | (2)指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るようにしていますか。 | 規則第5条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (3)利用者又はその家族からの申し出があった場合に重要事項の文書を交付し、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得ていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (4)利用者又はその家族からの申し出があった場合に重要事項を文書の交付に代えて、あらかじめ当該利用者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を受け、サービスの提供の開始に際し、電磁的方法による交付をし、あらかじめ、利用者又はその家族に対し説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得ていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 2 | 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | （１）管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | 規則第14条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （２－１）指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 3 | 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | （２－２）当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていませんか。※行っていない場合は可をチェックして（３）に進んでください。 | 規則第14条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （２－３）身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （３）介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成（又は変更）に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （４）介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成（又は変更）に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 3 | 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | （５－１）介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成（又は変更）の開始にあたっては、利用者自身がサービスを選択するために、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。 | 規則第14条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （５－２）集合住宅等において、特定の指定居宅サービス事業者のサービスを利用することが選択の機会を与えることなく入居条件になっていませんか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （６）【課題分析の実施】介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成（又は変更）に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （７）【課題分析の実施】介護支援専門員は、（６）の解決すべき課題の把握にあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 3 | 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | （８－１）【原案の作成】介護支援専門員は、利用者の希望やアセスメントに基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討していますか。 | 規則第14条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （８－２）【原案の作成】利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成（又は変更）していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （９）【サービス担当者会議】介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 3 | 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | （10）【説明・同意】介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、「文書」により利用者の同意を得ていますか。 | 規則第14条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （11）【交付】介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成（又は変更）した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス事業者等の担当者に交付していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （12）【個別サービス計画の提出依頼】居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画（訪問介護計画、通所介護計画等）の提出を求め、連動性や整合性を確認していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （13）介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 3 | 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | （13－２）介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔（くう）機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供していますか。 | 規則第14条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （14）【モニタリング】介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行っていますか。※特段の事情（介護支援専門員に起因する事情は含まれません）のない限り、次のアからウのとおり必ず実施しなければなりません。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | ア　少なくとも一月に一回、利用者に面接していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | イ　「アの面接」は、利用者の居宅を訪問することによって行っていますか。ただし、次の①から③のいずれにも該当する場合であって、少なくとも２月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができます。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 3 | 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | ①　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ている。 | 規則第14条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | ②　サービス担当者会議等において、次のａからｃについて、主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ている。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | ａ　利用者の心身の状況が安定している。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | ｂ　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができる。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | ｃ　介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | ③　少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録すること。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 3 | 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | （15）介護支援専門員は、次のア及びイに掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 | 規則第14条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | ア　要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | イ　要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （16）（３）から（12）までの確認項目は、居宅サービス計画の作成のみならず、当該計画の変更についても確認していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （17）利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を図っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （18）介護保険施設等から退院又は対処しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助をしていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 3 | 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | （18－２）居宅サービス計画へ次の⑴に定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要理由を記載し、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ていますか。 | 規則第14条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | ⑴生活援助が　要介護1　1月につき27回以上　　　　　　　要介護2　1月につき34回以上　　　　　　　要介護3　1月につき43回以上　　　　　　　要介護4　1月につき38回以上　　　　　　　要介護5　1月につき31回以上 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （18－３）介護支援専門員は、次の⑴及び⑵に該当した場合、指定居宅介護支事業所における居宅介護サービス計画の妥当性を検討し、当該居宅介護サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載し、市町村に届け出ていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 3 | 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | ⑴　勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費の総額が居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合が100分の70以上及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が100分の60以上に該当する | 規則第14条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | ⑵　市町村からの届出の求めがある |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （19－１）利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求めていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （19－２）（19－１）の場合、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 3 | 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | （20－１）居宅介護サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り位置付けていますか。 | 規則第14条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （20－２）医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅介護サービス計画に位置付ける場合、当該指定居宅介護サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重して行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （21－１）居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立したに日常生活の維持に十分に留意し、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （21－２）短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えるときは、市への届出はしていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 3 | 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | （22）居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し継続して福祉用具貸与を位置付けるときは、その必要について検証したうえで、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を居宅サービス計画に記載していますか。 | 規則第14条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （23）居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合は、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （24－１）介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類について記載があるかを確認していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （24－２）（24－１）について、記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得たうえで、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （25）介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 3 | 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | （26）指定居宅介護支援事業者は、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量を勘案し、適正に実施できるよう配慮していますか。 | 規則第14条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （27）指定居宅介護支援事業者は、地域ケア会議の個別ケア会議から個別のケアマネジメントの事例提供の求めがあった場合には、協力をしていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅱ | 個別サービスの質を確保するための体制に関する事項 |
| 1 | 従業者の員数 | （１）常勤の介護支援専門員を常勤換算で１以上配置していますか。※ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合⇒（４）へ進む（（２）（３）回答不要） | 規則第3条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （２）前項に規定する員数は、利用者の数が４４又はその端数を増すごとに１を満たしていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （３）介護予防支援の指定を併せて受け、又は地域包括支援センターから委託を受け、指定介護予防支援を行う場合、指定介護予防支援の利用者の数に３分の１を乗じて、指定居宅介護支援の利用者の数に加えた利用者の数が４４又はその端数を増すごとに１を満たしていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （４）ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合の員数は、利用者の数が４９又はその端数を増すごとに１を満たしていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （５）介護予防支援の指定を併せて受け、又は地域包括支援センターから委託を受け、指定介護予防支援を行う場合、指定介護予防支援の利用者の数に３分の１を乗じて、指定居宅介護支援の利用者の数に加えた利用者の数が４９又はその端数を増すごとに１を満たしていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 1 | 従業者の員数 | （６）雇用の際に介護支援専門員の資格を確認するとともに、介護支援専門員証の写しを事業所に保管していますか。 | 規則第3条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （７）全ての介護支援専門員について、介護支援専門員証により有効期間の満了日を確認していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 2 | 管理者 | 居宅介護支援事業者は、居宅介護支援事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。（指定居宅介護支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は他の事業所の職務に従事することは差し支えありません。）　→　兼務している場合は、次の事項について記載してください。・兼務の有無　　（　有　・　無　）・当該事業所の他の職種を兼務している場合はその職種名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）・他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における１週間あたりの勤務時間数　事業所名：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　職種名　：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　勤務時間：（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 規則第4条 |[ ] [ ] [ ]
| 3 | 受給資格等の確認 | 指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。 | 規則第8条 |[ ] [ ] [ ]
| 4 | 運営規程 | 指定居宅介護支援事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程として次に掲げる事項を定めていますか。　①　事業の目的及び運営の方針　②　職員の職種、員数及び職務内容　③　営業日及び営業時間　④　指定居宅介護支援の提供方法(利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等）、内容及び利用料その他の費用の額　⑤　通常の事業の実施地域　⑥　虐待の防止のための措置に関する事項　⑦　その他運営に関する重要事項（従業員の研修、秘密保持に関する事項（退職後の秘密保持も含む）、苦情処理の体制・相談窓口、事故発生時の対応） | 規則第19条 |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 5 | 勤務体制の確保 | （１）利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。（月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を明確にしておくこと。） | 規則第20条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （２）指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させていますか。（ただし、介護支援専門員の補助業務についてはこの限りではありません。） |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （３）介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | （４）職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。（令和4年4月1日より義務化）１　事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発２　相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 |  |[ ] [ ] [ ]
| 6 | 業務継続計画の策定等 | (１)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | 規則第20条の2 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (２)介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (３)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 7 | 感染症の予防及びまん延防止のための措置 | (１)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知を図っていますか。 | 規則第22条の2 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (２)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針（平常時の対策及び発生時の対応）を整備していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (３)事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 8 | 秘密保持等 | (１)事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。（基準を満たす場合は、可を選択してください。） | 規則第24条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (２)事業所の介護支援専門員その他の従業者及び介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (３)サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 9 | 広告 | 指定居宅介護支援事業所について広告している場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。（基準を満たす場合は、可を選択してください。） | 規則第25条 |[ ] [ ] [ ]
| 10 | 苦情処理 | (１)自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。 | 規則第27条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (２)苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 10 | 苦情処理 | (３)運営指導又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力していますか。また、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | 規則第27条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (４)市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (５)自らが居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス又は地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し、必要な援助をしていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (６)居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (７)国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告をしていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 11 | 事故発生時の対応 | (１)利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | 規則第28条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (２)事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (３)利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (４)再発防止の為の取組を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 12 | 虐待の防止 | (１)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図っていますか。 | 規則第28条の2 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (２)虐待の防止のための指針を整備していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 12 | 虐待の防止 | (３)介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年１回以上）に実施していますか。 | 規則第28条の2 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | (４)前記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅲ | その他 |
| 1 | 提供拒否の禁止 | 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではいませんか。 | 規則第6条 |[ ] [ ] [ ]
| 2 | サービス提供困難時の対応 | 当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他必要な措置を講じていますか。 | 規則第7条 |[ ] [ ] [ ]
| 3 | 要介護認定の申請に係る援助 | 被保険者から要介護認定の申請の代行を依頼された場合は必要な協力をしていますか。 | 規則第9条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は当該利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 要介護認定の有効期間を確認したうえ、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する1月前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 4 | 身分を証する書類の携行 | 居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | 規則第10条 |[ ] [ ] [ ]
| 5 | 利用料の受領 | 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができますが、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意が必要です。通常の事業の実施地域以外の場合の交通費を規定し、説明し、同意を得て、徴収をしていますか。 | 規則第11条 |[ ] [ ] [ ]
| 6 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 保険給付が償還払いとなった場合に、利用者が保険給付の請求を容易に行えるように、利用料の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載した「指定居宅介護支援提供証明書」を利用者に対して交付していますか。又は、交付できるように整備していますか。 | 規則第12条 |[ ] [ ] [ ]

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| 7 | 利用者に関する市町村への通知 | 居宅介護支援を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付して市町村へ通知していますか。１　正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。２　偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。 | 規則第16条 |[ ] [ ] [ ]
| 8 | 管理者の責務 | 当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の従業者の管理を一元的に行っていますか。 | 規則第18条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に順守させるため、必要な指揮命令を行っていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]

|  | 点検項目 | 確認事項 | 根拠条文 | 可 | 否 | 非該当 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 9 | 設備及び備品等 | 専用の事務室（他の事業との同一事務室であっても差し支えない。ただし、区画が明確に特定されていること。）には、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。 | 規則第21条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 相談のためのスペースは、利用者が直接出入りできるなど利用しやすい状況になっていますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 10 | 従業者の健康管理 | 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | 規則第22条 |[ ] [ ] [ ]
| 11 | 掲示 | 居宅介護支援事業所の見やすい場所（介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所）に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。又は、居宅介護支援事業所に備え付け、いつでも関係者に閲覧させることができるようにしていますか。 | 規則第23条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 |  |[ ] [ ] [ ]
| 12 | 会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 | 規則第28条 |[ ] [ ] [ ]
| 13 | 記録の整備 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | 規則第30条 |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。（１）指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録（２）個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳　　　イ　居宅サービス計画　　　ロ　アセスメントの結果の記録　　　ハ　サービス担当者会議等の記録　　　二　モニタリングの結果の記録（３）市町村への通知に係る記録（Ⅲ－７を参照）（４）苦情の内容の記録（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |[ ] [ ] [ ]

**201　居宅介護支援費**

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 居宅介護支援費(共通) | ケアマネジャー１人当たりに対する取扱件数に応じて、適切な居宅介護支援費を算定している。 |[ ]  該当 |
|  | 介護予防支援の要支援者は、３分の１として件数に含めている。 |[ ]  該当 |
|  | 居宅介護支援費の区分の割り当ては、利用者の契約日が古い順から算定している。 |[ ]  該当 |
|  | 利用者は、月を通じて次の⑴から⑸までのいずれかに該当していない。 |[ ]  該当 |
|  | ⑴特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている。 |[ ]  該当 |
|  | ⑵小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。）を受けている。 |[ ]  該当 |
|  | ⑶認知症対応型共同生活介護（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている。 |[ ]  該当 |
|  | ⑷地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている。 |[ ]  該当 |
| 居宅介護支援費(共通) | ⑸複合型サービス（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。）を受けている。 |[ ]  該当 |
| 居宅介護支援費Ⅰ(ⅰ) | 取扱件数が、４５件未満の部分について算定している。 |[ ]  該当 |
| 居宅介護支援費Ⅰ(ⅱ) | 取扱件数が、４５件以上６０件未満の部分について算定している。 |[ ]  該当 |
| 居宅介護支援費Ⅰ(ⅲ) | 取扱件数が、６０件以上の部分について算定している。 |[ ]  該当 |
| 居宅介護支援費Ⅱ | ケアプランデータ連携システムを活用している。 |[ ]  該当 |
|  | 業務の負担軽減や効率化につながる事務職員を配置している。 |[ ]  該当 |
|  | 介護給付費算定に係る体制等に関する届出において、ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制について、届け出ている。 |[ ]  該当 |
| 居宅介護支援費Ⅱ(ⅰ) | 取扱件数が、５０件未満の部分について算定している。 |[ ]  該当 |
| 居宅介護支援費Ⅱ(ⅱ) | 取扱件数が、５０件以上６０件未満の部分について算定している。 |[ ]  該当 |
| 居宅介護支援費Ⅱ(ⅲ) | 取扱件数が、６０件以上の部分について算定している。 |[ ]  該当 |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 規則第28条の2に規定する措置を講じていない場合。 |[ ]  該当 |
| 業務継続計画未策定減算 | 規則第20条の2に規定する基準を満たさない事実が生じた場合。 |[ ]  該当 |
| 同一建物減算 | 事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物に居住する利用者又は事業所における１月あたりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合。 |[ ]  該当 |
| 運営基準減算 | 次の①から④のいずれかに該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ①指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない。 |[ ]  該当 |
|  | ②居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたり、次の⑴から⑶のいずれかに該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑴当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。 |[ ]  該当 |
| 運営基準減算 | ⑵当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催を行っていない。 |[ ]  該当 |
|  | ⑶当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない。 |[ ]  該当 |
|  | ③次の⑴から⑶のいずれかの場合において、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていない。 |[ ]  該当 |
|  | ⑴居宅サービス計画を新規に作成した場合。 |[ ]  該当 |
|  | ⑵要介護認定を受けている利用者が、要介護更新認定を受けた場合。 |[ ]  該当 |
|  | ⑶要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。 |[ ]  該当 |
|  | ④居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）に当たって、次の⑴または⑵のいずれかに該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑴当該事業所の介護支援専門員が、次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していない。 |[ ]  該当 |
|  | イ　１月に１回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法。 |[ ]  非該当 |
| 運営基準減算 | ロ　次のいずれにも該当する場合であって、２月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法。 |[ ]  非該当 |
|  | ａ　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ている |[ ]  非該当 |
|  | ｂ　サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ている。 |[ ]  非該当 |
|  | ⅰ　利用者の心身の状況が安定している。 |[ ]  非該当 |
|  | ⅱ　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができる。 |[ ]  非該当 |
|  | ⅲ　介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けている。 |[ ]  非該当 |
|  | ⑵当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が１月以上継続している。 |[ ]  該当 |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚労告第83号）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えてサービスを提供した場合。 |[ ]  該当 |
| 特定事業所集中減算 | ①正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前６月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が１００分の８０を超えている。 |[ ]  該当 |
|  | ②次の⑴から⑸までの事項を記載した書類を作成している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑴判定期間における居宅サービス計画の総数 |[ ]  該当 |
|  | ⑵訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数 |[ ]  該当 |
|  | ⑶訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名 |[ ]  該当 |
|  | ⑷それぞれのサービスごとに、次の計算式により計算した割合当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数 |[ ]  該当 |
|  | ⑸「⑷の計算方法」で計算した割合が80％を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由。 |[ ]  該当 |
|  | ③算定の結果80％を超えた場合、②の書類を市長に提出している。なお、80％を超えなかった場合についても②の書類は、各事業所において５年間保存している。 |[ ]  該当 |
| 初回加算 | ①次の⑴から⑶のいずれかに該当している。 |[ ]  該当 |
| 初回加算 | ⑴新規に居宅サービス計画を作成する場合。 |[ ]  該当 |
|  | ⑵要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。 |[ ]  該当 |
|  | ⑶要介護状態区分が２区分以上変更された場合に、居宅サービス計画を作成する場合。 |[ ]  該当 |
|  | ②運営基準減算に該当していない。 |[ ]  該当 |
| 特定事業所加算（Ⅰ） | 次の①から⑬のいずれにも該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ①常勤かつ専従の主任介護支援専門員を２名以上配置している。※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 特定事業所加算（Ⅰ） | ②主任介護支援専門員として配置している者とは別に、常勤かつ専従の介護支援専門員を３名以上配置している。※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。以下同じ。）の職務と兼務をしても差し支えないものとする。 |[ ]  該当 |
|  | ③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。 |[ ]  該当 |
|  | ④２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑤算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５である者の占める割合が１００分の４０以上である。 |[ ]  該当 |
|  | ⑥事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修の実施。（研修計画の作成及び実施） |[ ]  該当 |
|  | ⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑧家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。 |[ ]  該当 |
| 特定事業所加算（Ⅰ） | ⑨特定事業所集中減算の適用を受けていない。 |[ ]  該当 |
|  | ⑩事業所において、指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員１人当たり４５名未満であること。※居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は、５０名未満であること。 |[ ]  該当 |
|  | ⑪介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑫他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑬必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 特定事業所加算（Ⅱ） | 次の①から⑫のいずれにも該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ①常勤かつ専従の主任介護支援専門員を１名以上配置している。※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | ②主任介護支援専門員として配置している者とは別に、常勤かつ専従の介護支援専門員を３名以上配置している。※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。以下同じ。）の職務と兼務をしても差し支えないものとする。 |[ ]  該当 |
|  | ③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。 |[ ]  該当 |
|  | ④２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑤事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修の実施。（研修計画の作成及び実施） |[ ]  該当 |
| 特定事業所加算（Ⅱ） | ⑥地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑦家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑧特定事業所集中減算の適用を受けていない。 |[ ]  該当 |
|  | ⑨事業所において、指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員１人当たり４５名未満であること。※居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は、５０名未満であること。 |[ ]  該当 |
|  | ⑩介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑪他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑫必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 特定事業所加算（Ⅲ） | 次の①から⑫のいずれにも該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ①常勤かつ専従の主任介護支援専門員を１名以上配置している。※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | ②主任介護支援専門員として配置している者とは別に、常勤かつ専従の介護支援専門員を２名以上配置している。※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。以下同じ。）の職務と兼務をしても差し支えないものとする。 |[ ]  該当 |
|  | ③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。 |[ ]  該当 |
|  | ④２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑤事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修の実施。（研修計画の作成及び実施） |[ ]  該当 |
| 特定事業所加算（Ⅲ） | ⑥地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑦家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑧特定事業所集中減算の適用を受けていない。 |[ ]  該当 |
|  | ⑨事業所において、指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員１人当たり４５名未満であること。※居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は、５０名未満であること。 |[ ]  該当 |
|  | ⑩介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑪他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑫必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 特定事業所加算（Ａ） | 次の①から⑬のいずれにも該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ①常勤かつ専従の主任介護支援専門員を１名以上配置している。※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | ②常勤かつ専従の介護支援専門員を１名以上配置している。※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない |[ ]  該当 |
|  | ③専従の介護支援専門員を常勤換算方法で１以上配置している。※当該介護支援専門員は、他の居宅介護支援事業所（⑤⑥⑪⑫で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該連携先の居宅介護支援事業所に限る。）の職務と兼務しても差し支えないものとし、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。 |[ ]  該当 |
|  | ④利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 特定事業所加算（Ａ） | ⑤２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可 |[ ]  該当 |
|  | ⑥事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修の実施。（研修計画の作成及び実施）※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可 |[ ]  該当 |
|  | ⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑧家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している。 |[ ]  該当 |
|  | ⑨特定事業所集中減算の適用を受けていない。 |[ ]  該当 |
|  | ⑩事業所において、指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員１人当たり４５名未満であること。※居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は、５０名未満であること。 |[ ]  該当 |
|  | ⑪介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保している。※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可 |[ ]  該当 |
| 特定事業所加算（Ａ） | ⑫他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可 |[ ]  該当 |
|  | ⑬必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。 |[ ]  該当 |
| 特定事業所医療介護連携加算 | 次の①から③のいずれにも該当している。 |[ ]  該当 |
|  | ①前々年度の３月から前年度の２月までの間における退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数の合計が３５回以上である。 |[ ]  該当 |
|  | ②前々年度の３月から前年度の２月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算を１５回以上算定している。 |[ ]  該当 |
|  | ③特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している。 |[ ]  該当 |
| 入院時情報連携加算（Ⅰ） | 利用者が病院又は診療所に入院した日（入院の日以前に当該利用者に係る情報を提供した場合には当該情報を提供した日を含み、指定居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後に、又は運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に入院した場合には当該入院した日の翌日を含む。（以下、「入院時情報連携加算（Ⅰ）に定める入院の日」という。））のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している。 |[ ]  該当 |
| 入院時情報連携加算（Ⅰ） | 同月に入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定していない。 |[ ]  該当 |
|  | 入院時情報連携加算(Ⅱ)を同時に算定していない。 |[ ]  該当 |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ） | 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日（入院時情報連携加算（Ⅰ）に定める入院の日を除き、運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して３日目が運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日を含む。）に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している。 |[ ]  該当 |
|  | 同月に入院時情報連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定していない。 |[ ]  該当 |
|  | 入院時情報連携加算(Ⅰ)を同時に算定していない。 |[ ]  該当 |
| 他院・退所加算(Ⅰ)イ | 退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を「カンファレンス以外の方法」により１回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行っている。 |[ ]  該当 |
|  | 入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）を算定していない。 |[ ]  該当 |
| 他院・退所加算(Ⅰ)イ | 初回加算を算定していない。 |[ ]  該当 |
| 退院・退所加算(Ⅰ)ロ | 退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を「カンファレンス」により１回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行っている。 |[ ]  該当 |
|  | 入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）を算定していない。 |[ ]  該当 |
|  | 初回加算を算定していない。 |[ ]  該当 |
| 退院・退所加算(Ⅱ)イ | 退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を「カンファレンス以外の方法」により２回以上受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行っている。 |[ ]  該当 |
|  | 入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）を算定していない。 |[ ]  該当 |
|  | 初回加算を算定していない。 |[ ]  該当 |
| 退院・退所加算(Ⅱ)ロ | 退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を２回、そのうち１回以上はカンファレンスにより受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行っている。 |[ ]  該当 |
|  | 入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）を算定していない。 |[ ]  該当 |
|  | 初回加算を算定していない。 |[ ]  該当 |
| 退院・退所加算(Ⅲ) | 退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を３回以上、そのうち１回以上はカンファレンスにより受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行っている。 |[ ]  該当 |
|  | 入院又は入所期間中に退院・退所加算（Ⅰ）イ・ロ、（Ⅱ）イ・ロ、（Ⅲ）を算定していない。 |[ ]  該当 |
|  | 初回加算を算定していない。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| 通院時情報連携加算 | 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席している。 |[ ]  該当 |
|  | 医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けている。 |[ ]  該当 |
|  | 居宅サービス計画に記録している。 |[ ]  該当 |
|  | 同月に通院時情報連携加算を算定していない。 |[ ]  該当 |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行っている。 |[ ]  該当 |
|  | 月の算定回数は、２回以下である。 |[ ]  該当 |
|  | カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載している。 |[ ]  該当 |

| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 |
| --- | --- | --- |
| ターミナルケアマネジメント加算 | ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、２４時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。 |[ ]  該当 |
|  | 終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問している。 |[ ]  該当 |
|  | ターミナルケアマネジメントを受けることについて、利用者又はその家族が同意した時点以降、次の①から③に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録している。 |[ ]  該当 |
|  | ①終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録。 |[ ]  該当 |
|  | ②利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等と行った連絡調整に関する記録。 |[ ]  該当 |
|  | ③当該利用者が、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者に該当することを確認した日及びその方法。 |[ ]  該当 |
|  | 当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供している。 |[ ]  該当 |
|  | 他の指定居宅介護支援事業所で当該加算を算定していない。 |[ ]  該当 |